



## 1. 更新手数料

更新される場合は、毎年3月の指定期日までに次年度の労災保険料及び月会費を納入いただきます。  
新規手続き費用や更新手数料は必要ありません。**給付基礎日額変更は毎年4月のみ可能**更新手続きの際にお申し出ください（年度途中で変更は出来ません。）

## 2. 労災事故時、手続き費用

万が一工作中にケガや事故に遭った場合、必要な書類は当協会が責任を持って作成いたします。  
その際、**手続きにかかる費用は無料ですが休業補償請求書作成時については一件につき1万円の手続き費用がかかります。** 予めご了承下さい。

## 3. 退会時、脱退手続きにかかる費用

退会する場合、脱退にかかわる手続きの費用はすべて無料です。

## 4. 『一人親方特別加入労災保険証明証』再交付手数料

『一人親方特別加入労災保険証明証』への記載事項の変更（ご住所、氏名等）や訂正、紛失等により再交付を希望される方は当協会までご連絡下さい。再発にかかる費用はいただきません。

## **重要** 【保険開始日について】

保険開始日とは…

① 『加入申込書』を、当協会へ御提出(FAX後、郵送)下さい。

② 初回費用のお振込みが完了(お振込み後ご一報下さい。)

③ 当協会が着金確認後、書類作成、手続きを行います。

④ 手続き書類を労基署へ提出します。

★労基署へ書類申請書を届けた翌日が保険開始日となります。

## 【労災保険料（給付基礎日額）】 2018年5月現在

(円)

給付基礎日額	年間保険料	分納仏 4 ヶ月 (1 ヶ月あたり)		一括払
<b>3,500</b>	<b>22,986</b>	<b>7,664</b>	<b>(1,916)</b>	<b>22,986</b>
4,000	26,280	8,760	(,2,190)	26,280
<b>5,000</b>	<b>32,850</b>	<b>10,952</b>	<b>(2,738)</b>	<b>32,850</b>
6,000	39,420	13,140	(3,285)	39,420
7,000	45,990	15,332	(3,833)	45,990
8,000	52,560	17,520	(4,380)	52,560
9,000	59,130	19,712	(4,928)	59,130
<b>10,000</b>	<b>65,700</b>	<b>21,900</b>	<b>(5,475)</b>	<b>65,700</b>
12,000	78,840	26,280	(6,570)	78,840
14,000	91,980	30,660	(7,665)	91,980
16,000	105,120	35,040	(8,760)	105,120
18,000	118,260	39,420	(9,855)	118,260
20,000	131,400	43,800	(10,950)	131,400
22,000	144,540	48,180	(12,045)	144,540
24,000	157,680	52,560	(13,140)	157,680
25,000	164,250	54,752	(13,688)	164,250

給付基礎日額とは、通常労基法の平均賃金に相当する金額をいいます。

原則として災害が発生した日の前3ヶ月間に支払われた賃金総額を、その期間で割り得た額となります。通常の労働者の場合は、給付基礎日額は収入に応じて自動的に算出されるものですが、一人親方の場合は算出の基礎となる給料がありませんので、ご自身で「給付基礎日額」を決定し労働局局長が承認をします。

給付基礎日額には、3,500円から25,000円までの16段階ございます。給付基礎日額は、保険料や保険給付の基礎となるものです。

高い給付基礎日額を選択すると労災保険は高くなりますが、当然のことながら補償も厚くなります。目安として、前年の収入÷365日で算出された金額に近い給付基礎日額を選択されることが、一般的です。御自身のライフプランに応じた給付基礎日額を選択して下さい。

是非ご検討下さい。

## 《参考例》

### 基礎日額 10,000 円の場合

◎分納払 (4ヶ月ごと)	《内訳》	◎一括払	《内訳》
初回手数料・10,000円	初回のみ	初回手数料・10,000円	初回のみ
労災保険料・21,900円	$65,700円 \times 1/12 \times 4ヶ月$	労災保険料・65,700円	65,700円
月会費・12,000円	$3,000円 \times 4ヶ月$	月会費・36,000円	$3,000円 \times 12ヶ月$
合計	<b>¥43,900</b>	合計	<b>¥111,700</b>

### 基礎日額 5,000 円の場合

◎分納払	《内訳》	◎一括払	《内訳》
初回手数料・10,000円	初回のみ	初回手数料・10,000円	初回のみ
労災保険料・10,952円	$32,850円 \times 1/12 \times 4ヶ月$	労災保険料・32,850円	32,850円
月会費・12,000円	$3,000円 \times 4ヶ月$	月会費・36,000円	$3,000円 \times 12ヶ月$
合計	<b>¥32,952</b>	合計	<b>¥78,850</b>

### 基礎日額 3,500 円の場合

◎分納払	《内訳》	◎一括払	《内訳》
初回手数料・10,000円	初回のみ	初回手数料・10,000円	初回のみ
労災保険料・7,664円	$22,986円 \times 1/12 \times 4ヶ月$	労災保険料・22,986円	22,986円
月会費・12,000円	$3,000円 \times 4ヶ月$	月会費・36,000円	$3,000円 \times 12ヶ月$
合計	<b>¥29,664</b>	合計	<b>¥68,986</b>

他の日額をご希望の方は「給付基礎日額」を参照いただきご計算ください。  
個々の業務の危険度等の要因を踏まえた上でご検討下さい。

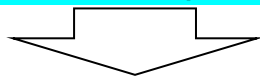
## 【お振込みについて】

給付基礎日額を決定していただき、下記金額のご計算をお願いします。

〈 初回振込費用 〉

■初回手数料	10,000 円	(加入時のみ)	
■月会費	3,000 円	× 加入月数	※加入月を含みます
■労災保険料	給付基礎日額に応じた額		※加入月を含みます

### 保険料ご納付先



振込先銀行 **みずほ銀行 行徳支店**

口座 **普通 1270970**

口座名義人 ひとりおやかたろうさいきょうかい **一人親万労災協会** かいちょう **会長** たか **高** はし **橋** のぼる **昇**

⑨ 給付基礎日額により、振込み金額が異なります。  
お振込みの際は、十分ご注意ください。

⑩ 特別加入申込書用紙の「特定業務との関係」欄に於いて、①②③④に該当する業種は  
労災指定病院での健康診断が必要となります。

その場合、労基署よりの書類に記入し、提出が義務づけられています。

手続き上、①②③④に該当していても保険開始は5営業日後で加入可能です。

(怪我などによる労災は補償の対象となるからです)

但し、①②③④に該当していても時間に余裕が無いなどの本人都合上の理由に於いて、  
特定業務の手続きをせず、それに伴う疾患などが確定となった場合には、手続きを  
していませんので労災の認定は受ける事は出来ません。

ご本人様には、ご理解頂く事となりますので、ご了承下さいます様お願い申し上げます。